

HEM-Net 提言

この15年間、HEM-Netはドクターヘリの普及と充実に向けて、機会あるごとに、さまざまな提言をしてきた。その中には当方の希望通り実現したものもあるが、未だ実現していない課題も少なくない。

ここに改めて、これまでの提言を振り返ると共に、その表題と要約を掲げ、今後なお提言の実現とドクターヘリの進展に向けていっそうの努力を重ねてゆく所存である。

■ 救命救急効果の向上のために (2001年11月)

- 1 ヘリコプター救急の早急なる普及促進をはかること。
- 2 省庁間の協調体制の促進
救急業務に関連する中央省庁、自治体、病院、医師会など、関係機関の協調と協力によりヘリコプター救急の普及計画を策定する。
- 3 メディカル・コントロールの確立
- 4 病院ヘリポートの増設
- 5 路上におけるヘリコプター救急の促進
交通事故の犠牲者を減らすため、ヘリコプターの路上救急が実現できるよう、交通規制などに関する警察の協力を要望する。
- 6 費用負担の明確化
ヘリコプター救急の費用に健康保険、労働災害保険、自動車賠償責任保険、自動車任意保険、生命保険などが適用されるよう要望する。
- 7 固定翼機の活用
救急飛行には、ヘリコプターのみならず、固定翼機も有効であることから、その活用についても関係機関の検討を要望する。

■ わが国ヘリコプター救急の進展に向けて (2005年3月)

- 1 各都道府県は「救急ヘリ配備検討委員会」を設け、消防防災ヘリと救急専用ヘリを含むヘリコプター救急体制を検討し構築すること。
- 2 ドクターヘリの運航費を医療保険給付の対象に加え、自賠責保険、労災保険を含む保険制度の中で分担していく仕組みを検討すること。

- 3 メディカル・コントロール体制の強化。
- 4 高速道路の一定区間ごとにヘリコプター離着陸の可否を調査し、ドクターヘリによる路上救急を現実的かつ明確なものとする。
- 5 ドクターヘリの規制緩和
ドクターヘリの病院間搬送にも航空法第81条の2を適用するなど、その運航に関する規制を緩和すべきである。
- 6 「救急ヘリ」整備緊急措置法（仮称）を制定すること

■ 周産期・母子救急におけるドクターヘリの活用について

(2008年7月)

- 1 医療施設の連携・集約化と後方病院の確保
- 2 救急部門と周産期・小児部門との連携
- 3 消防防災ヘリの活用と広域搬送体制の確立
- 4 搭乗医師に関わる諸問題の整理と明確化
- 5 救急医療情報システムの積極活用と情報開示の推進
- 6 コーディネーターの必要性
- 7 ヘリポートの整備

■ ドクターヘリ安全のための提言 (2010年3月)

- 1 組織トップの安全に関する姿勢の明確化
- 2 組織内部の意思疎通の緊密化
- 3 安全教育の標準化と反復訓練の実施
- 4 外部機関との共同訓練の実施
訓練はドクターヘリ事業者の中だけでおこなうばかりでなく、ときに応じて消防、警察などとの共同訓練が望ましい。
- 5 安全会議の定期的な開催
- 6 外部関係機関との通信連絡手段の確保
- 7 拠点ヘリポートにおける格納庫、待機室の完備と充実
病院によっては現在なお格納庫のないところがある。ヘリコプター

という精密機械を風雨にさらしたままでは日常の点検整備に支障をきたすばかりでなく、安全上、保安上の重大問題が生じる。

- 8 道路はヘリコプターの離着陸が可能な設計を
- 9 ドクターヘリ事業に対する安全監査の強化
- 10 安全報告の制度化

■ 大災害時におけるドクターヘリの活用について (2012年5月)

- 1 ドクターヘリを防災基本計画に位置づけること。
- 2 大災害時におけるドクターヘリの全国的運用システムを制度化すること。
- 3 航空機墜落事故など大規模事故におけるヘリコプターの救助活動を義務づけるための「大災害宣言」の発令を制度化するとともに救助に当たるヘリコプターについては指揮命令系統の一本化を制度化すること。

■ ドクターヘリ運用の多様化

— 地域医療、周産期・小児医療との連携について (2014年3月)

- 1 地域医療、周産期・小児医療にドクターヘリの活用を促進すると共に、ドクターヘリ基地病院医師と地域医療、周産期・小児医療を担う医師との継続協議の場を確保すること。
- 2 ドクターヘリと消防防災ヘリとの連携を緊密にし、任務を明確化してその活用を促進すること。
- 3 都道府県域を越えるドクターヘリの広域運用を制度化すること。

■ ドクターヘリと防災活動 (2015年5月)

- 1 防災基本計画を、国際的な基準ともいえるべき「インシデント・コマンド・システム」に沿って早急に修正し、航空機の活動を独立した部門として地域防災計画の重点事項に位置づけるべきである。
- 2 被災地上空において低高度で飛び交うヘリコプターによる二次災害を防止するため、災害時の特別措置として、ヘリコプターに対しても航空管制権限が及ぶよう、航空法を改正すべきである。